

「福岡県MSW協会について」

本日の内容

- ✓ 日本のMSWの歴史
- ✓ 福岡県MSW協会の歴史
- ✓ 資格制度化の取り組み
- ✓ まとめ



一般社団法人移行記念・設立60周年記念式典での理事集合写真
2014年9月6日

2014年10月5日(日)
地方独立行政法人 大牟田市立病院
MSW がん専門相談員 北嶋晴彦

「戦前」医療ソーシャルワークの歴史

1919年(大正8)・・・泉橋慈善病院(三井記念病院)

「病人(院)相談所」 2人の婦人相談員

1925年(大正14)・・・東京市療養所(国立病院機構中野病院)

「社会部」創設

1926年(大正15)・・・済生会芝病院 「済生社会部」創設

生江孝之(済生会参事)

原 泰一(日本社会事業協会)

1929年(昭和4)・・・聖路加国際病院 「社会事業部」創設

C. M. スノー 浅賀ふさ 佐藤菊枝 猪原 京

アメリカでMSWの専門教育を受けたMSWを配置

＜病院相談所の業務内容＞

1. 診療を打ち切り後困る人
2. 入院が許可されても保証人がないので困る人
3. 子供に牛乳をのませろと医員からいいつけられて困る人
4. 退院が許可されて帰るべき家がなく困る人
5. 友人または親類に手紙を出したくても出せなくて困る人
6. 診療がすんで家に戻る時
病気が重くて歩いてかえるのに困る人
7. 眼鏡、杖その他の小器械の使用を
医員からいいつけられて困る人
8. お産をしても子供に着せる着物が無いので困る人
9. 産婦が亡くなったあとに残った子供の始末に困る人
10. 入院患者ならびにその家族慰問
11. 入院患者の家庭訪問
12. 患者退院後の職業の斡旋

＜聖路加国際病院「社会事業部」の主な業務1935年代＞

1. 患者の社会的地位および生活状態並に其の為、
人を調査して病気に関係ある資料を医師に報告、提供すること
2. 医師の指導に従ひ、患者に対して其の必要に応じて
援助の計画を立てること
3. 患者に静養の機会を与え、或は療養所に入る事、
其他に就て適當の計画を立てること
4. 病気に就ての知識を患者に与えて、療養上の指導をすること
5. その他患者の経済状態を調査して、
其の必要に応じて入院料を定めて事務部に報告すること

「戦後」医療ソーシャルワークの発展の歴史 ①

- 1947年(昭和22)・・・保健所法 第2条第6項 公共医療事業
アメリカ社会保障制度調査団(ワンデル調査団)
「社会保障制度への勧告」
→ 社会福祉、社会保障理念の導入
- 1949年(昭和23)・・・杉並保健所 MSW配置
GHQ 公衆衛生福祉部 社会事業教育課長
ブルーガー女史による専門講習会を開始
(日赤、厚生省など)
- 1950年(昭和25)・・・愛知県(2月)、岡山県(5月)、協会発足
1951年(昭和26)・・・東京都協会発足(4月)
1953年(昭和28)・・・日本医療社会家協会発足(11月)会長:浅賀ふさ
1954年(昭和29)・・・神奈川県(4月)、福岡県(11月)協会発足

「戦後」医療ソーシャルワークの発展の歴史②

- 1956年(昭和31)・・・ベックマン女史 来日(WHO顧問)
「日本における医療社会事業視察計画に関する報告
(ベックマン報告)」→「本格的ケースワークは行われていない」
- 1957年(昭和32)・・・医療社会事業研究会(全国社会福祉協議会)
「医療ケースワーカーについての研究(案)」
→資格や身分について取り上げた。
「日本医療社会事業協会」→「家」を取る
- 1959年(昭和34) 皆年金
1960年(昭和35) 皆保険
- 1962年(昭和37)・・・公衆衛生教育制度審議会(厚生労働省の諮問機
関)が医療社会事業員(MSW)の処遇改善を
厚生大臣に勧告
- 1963年(昭和38)・・・中央医療制度調査会が医療社会事業家の制度化
について検討すべきことを政府に答申。

「戦後」医療ソーシャルワークの発展の歴史③

- 1965年(昭和40)・・・「MSW制度調査打合会(厚生省保健所課)
→「厚生省内で関連部局が多く、
まとめられない。MSWの独自性が曖昧」
- 1968年(昭和43)・・・医療社会福祉士法案審議採択(厚生省)
→「MSWは必要不可欠とは言えない。
医師からそうした声は少ない。所轄課があいまい。
議員立法しかない。」
- 1970年～1972年(昭和45～47)日本協会の流会
→「会員の依存的体質」
- 1971年(昭和46)・・・中央社会福祉審議会「社会福祉法制定試案」発表
- 1982年(昭和57)・・・「医療福祉士法案」作成(健康政策局静岡総会)
- 1986年(昭和61)・・・佐藤厚生大臣 医療・福祉関係資格法定化を支持
- 1987年(昭和62)・・・社会福祉士および介護福祉士法制定(社会局)
- 1987年(昭和62)・・・大阪大会(日本協会)。資格制度に関する
会員の混乱。

「戦後」医療ソーシャルワークの発展の歴史④

- 1989年(昭和64)・・・医療ソーシャルワーカー業務指針
- 1990年(平成 2)・・・大宮大会(日本協会)。三原則に三項目。
- 1991年(平成 3)・・・「MSW協会からの賛同が得られない。
政府として断念せざる得ない。」12月26日
- 1997年(平成 9)・・・精神保健福祉士法 成立
- 2000年(平成12)・・・介護保険法施行 介護保険専門員
日本独自のケアマネジメントの視点
- 2007年(平成19)・・・「社会福祉士及び介護福祉士法」改正 付帯決議
→ 専門社会福祉士について日本社会福祉士会
が中心になって検討。
- 2011年(平成23)・・・「認定社会福祉士・承認認定機構」設立
→ SW関連団体による機構。2012年4月～開始。

参考文献:「日本の医療ソーシャルワーク史」 日本医療社会事業協会
第Ⅱ部日本医療社会事業協会が取り組んできた事業の歩み
第9章資格制度化運動の歴史
6. 国家資格にもっとも近づいた6ヵ月(1987年)
1)不幸な経過pp64-69

次期国会に政府提案として上程されるところまできた「医療福祉士法案」は、なぜ成立しなかったのか。その理由は、「同時期に社会局において社会福祉士法が検討されていたから」に他ならない。

健康政策局は、「医療職と福祉職は異なる」「医療の中という特殊性を強調してつくる」ことから、最初から一本化して資格化を図る事は困難とされた。

「基本方針の三原則に次ぐ三項目」

＜三原則＞

臨時総会(東京)1988年

- 1)学問的基盤は社会福祉である
- 2)4年制大学卒業
- 3)専門性を十分に発揮できる条件を整える

＜三項目＞

大宮大会(総会)1990年

1. 社会福祉士と別の国家資格は求めない
2. 社会福祉士に関する法を検討する
3. 保健医療分野の専門性に対する資格認定を検討する。

「医療福祉士案」 厚生省 主務課 文書で公表1990年12月

「社会福祉士とは学問領域の異なる資格」

1. 国家資格とする
2. 養成課程は4年生大学とする
3. 履修すべき科目は、学問的基礎となる社会福祉科目
および保健・医療科目であること(診療の補助としての
受診・受領援助等を業務として行うためには、医学的
基礎知識が必要)
4. 医療福祉士資格を社会福祉士と同じ履修科目でつって
ほしいという協会の要望は、受け入れがたい。

<最重要課題>

- (1)協会内の意思統一
- (2)業務内容・養成課程の明確化
- (3)福祉・保健医療領域の関係団体との関係・協力

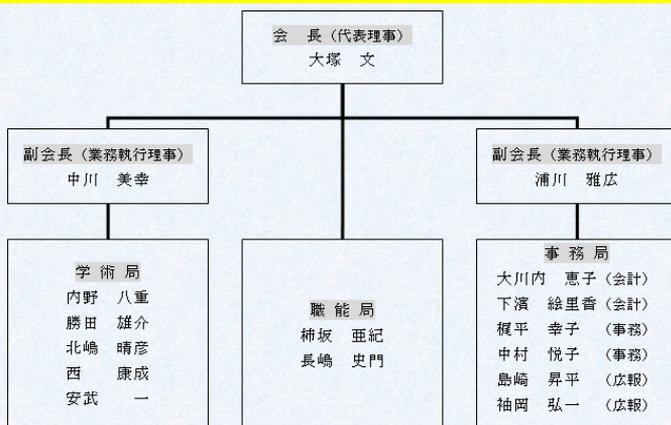
→社会福祉士をMSWの国家資格として確認。三団体会長名
にて厚生省に要望書を提出(1990年5月16日)。

福岡県MSW協会のあゆみ

参考資料(別紙):

1. 福岡県医療ソーシャルワーカー協会のあゆみ
60周年記念配布資料より
2. 柴田泰博(2003)「福岡県医療社会事業協会(第IV部都道府県協会の歴史と取り組み)」「日本の医療ソーシャルワーク史」 日本医療社会事業協会 p180
3. 「福岡県MSW協会のあゆみ」一般社団法人移行記念・設立60周年記念式典で作成したDVD(約7分)

一般社団法人 福岡県医療ソーシャルワーカー協会 組織図



協会員(424名 2014年9月30日現在)

◆福岡・北九州・筑豊・筑後 4地区のブロック化が今後の課題

各ブロックで18の自習勉強会

定款 一般社団法人福岡県医療ソーシャルワーカー協会

(目的)第3条

本会は、福岡県における医療社会事業の発展を期するため、会員相互の協力により、その資質を高め、地位の確立を図り、もって公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業) 第4条

- (1)医療社会事業に関する知識及び技術の向上
- (2)医療社会事業に関する調査、研究
- (3)医療社会事業の普及、啓発
- (4)関係機関、団体との連絡調整
- (5)その他本会の目的達成に必要な事業



< 予算 >

平成25年度決算 765万7718円
394万6663円 + 371万1055円(繰越金)

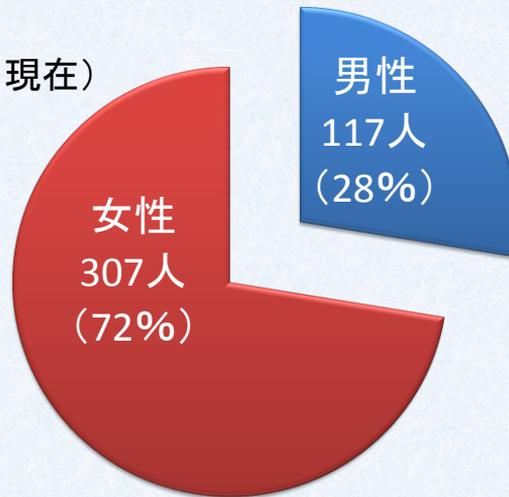
平成26年度予算 745万0000円

会員種別 (一般社団法人福岡県医療ソーシャルワーカー協会)

- (1) A会員 福岡県内でMSW従事者。
議決権あり。理事の立候補できる。
- (2) B会員 A会員の要件に該当しない者。
議決権なし。理事の立候補できない。
- (3) 学生会員
将来医療社会事業に従事しようとする者で、
同事業に関わる専門課程に在籍している者
- (4) 賛助会員
本会の事業を賛助するために入会した
個人又は団体

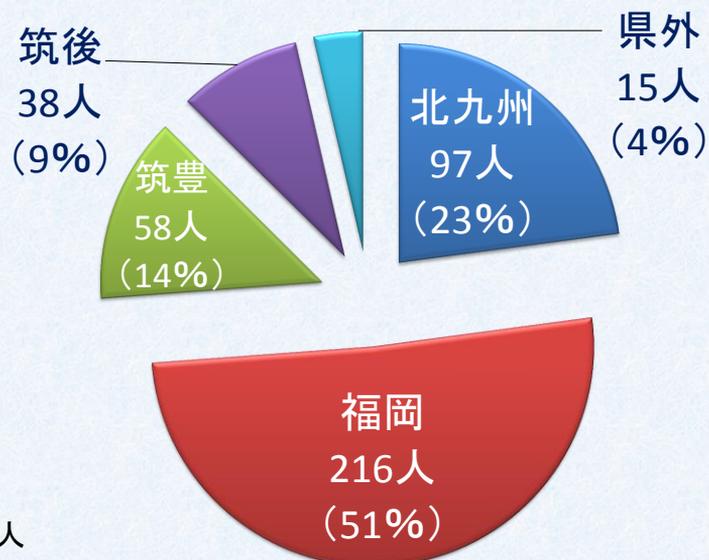
当協会の会員の状況 ① 男女別

会員数424人
(2014年9月30日現在)



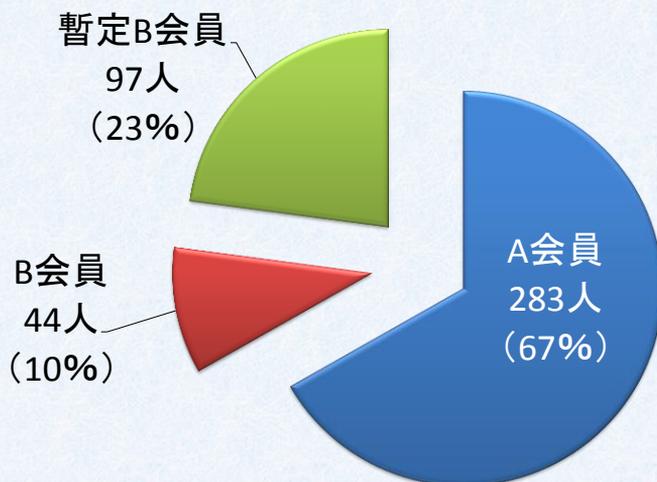
当協会の会員の状況 ② 地域別

会員数424人
(2014年9月30日現在)



※ %は四捨五入のため合計が100%になりません。

当協会の会員の状況 ③ 会員種別



会員数424人
(2014年9月30日現在)

当協会の会員の状況 ④ 所属機関



会員数424人のうち327人(A会員:283人とB会員:44人)の実績。
暫定B会員は不明(2014年9月30日現在)

学術局

- 定例研究会 3回/年
- 基礎講座 10回/(10月~2月)
- アドバンス研修 1回/年(9月21日)
- 冬期研修会 1回/年(平成27年2月)
- 地域勉強会支援 1万円/年

事務局① (総務・会計)

- 法人としての管理事項の遵守
- 会員基礎情報の整備
- 会費納入の管理
- 協会運営
- 他団体、協会内の連携強化
- 電子メール通知サービスの試験的導入
- 一般社団法人移行記念・
設立60周年記念式典の開催 (9月6日)

事務局②(広報)

- ホームページ・ブログの運営管理
- MSWニュースの定期発行
(1月、4月、8月、10月)
- 協力員の活用

職能局

- 会員状況の分析
- 専門職倫理について
- MSW白書
- 福岡県ソーシャルワーカー
三団体連絡協議会合同研修会
- 多職種・他団体との連携・協働
- ブロック化の検討

専門社会福祉士 の定義

「専門社会福祉士研究委員会（2008年度～2009年度）」

専門社会福祉士は分野を超えて「社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行う者であって、福祉についての卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携、調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化をおこなうことができる能力を有することを認められた者をいう」

※概ね実践経験が13年以上の者

日本医療社会福祉協会の認定制度 ①

「認定医療社会福祉士」 定義

認定医療社会福祉士を「社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行う者であって、保健医療分野における社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた者をいう」

日本医療社会福祉協会の認定制度②(概要)

- ✓ 認定医療社会福祉士 (265人※公開者 2013年9月1日現在)
2008年 医療ソーシャルワーカー認定機構検討委員会 設置
2010年～ 認定制度開始

<条件>

保健医療分野における実務経験および
教育・研究経験が通算5年以上

<認定手続き>

- ①ポイント要件を満たす ②レポート審査に合格
→有効期限は5年間。更新必要。
- 認定医療社会福祉士認定資格取得に関わる研修で合計180ポイント以上を取得したとき、認定医療社会福祉士の申請が行える (日本協会主催現任者研修60ポイント以上)。

認定社会福祉士認証・認定機構

(事務局:日本社会福祉士会)

認定社会福祉士並びに認定上級社会福祉士の認定、及び認定制度の対象となる研修を認証する、公正中立な第三者機関。

(目的)

関係団体との連携のもとに認定社会福祉士の認定制度を創設し、認定社会福祉士並びに認定上級社会福祉士の認定及び認定社会福祉士の認定制度の対象となる研修を認証することで、社会福祉士の質の向上を図り、もって我が国におけるソーシャルワークの一層の発展と国民の福祉の増進に寄与すること

認定社会福祉士……(スペシャリスト:特定分野)

認定上級社会福祉士(ゼネラリスト:多方面の能力・知識をもち、
全体的な立場から判断できるひと)

「認定社会福祉士(〇〇分野)」とは

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

医療分野 高齢分野 障害分野 ほか

(主な要件)

社会福祉士としての相談援助実務経験5年以上
指定研修受講 20単位以上
スーパービジョンを受ける 10単位以上
更新制 5年

「認定上級社会福祉士」とは

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

(主な要件)

認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上
指定研修受講 20単位以上
スーパービジョン10単位以上(実施5単位、受ける5単位)
教育・研究・社会活動の実績
口述試験、論述試験
更新制 5年

鈴木道子さん 82歳で現役のMSW 昭和36年～
福岡ソーシャルワーク第29号（2004年）p4

私個人が、協会との関係で一番感謝していることは、ソーシャルワーカーの仲間との活動を通して成長していくChanceを与えて下さったことです。

クライアントをより良く支援していくために仲間との研修交流は必須ですし、よどんでしまわないためにも良い刺激になる場をたくさん提供して頂きました。仲間とは、ぶつかったり転んだり、起き上がって一緒に歩いたり、その時々で、皆一生懸命に自分が考えてできることをやってきたと思っています。クライアントから学び、仲間から学び、意見をのべ合い、考え、行動し「医療ソーシャルワーカーです」と胸を張って言えるようになったのも、協会という横のつながりのある大きな家があつたからだと思っています。（中略）

いろいろなものが変化しても変わらないのは、クライアントに対する援助者としてのソーシャルワーカーの姿勢だろうと思います。クライアントがもっているその人なりの力を信じて、その人自身が解決していけるように支援すること、クライアントが望んでいることに対して、何をし、何をしないかを賢く見きわめていくことは、大切な視点だろうと考えています。

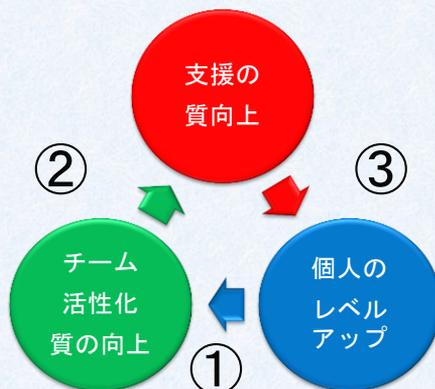
まとめ

<自己研鑽の好循環>

「個人のレベルが上がればチームの質も上がる」

「チームの質が上がれば患者・家族に質の高い支援ができる」

「患者・家族の満足度向上は、頑張る糧となる」



真のプロフェッショナル(専門家)になるために、
協会活動も積極的に行いましょう。